

第5章

地区の復興まちづくり

(1) 復興手法と地区の復興まちづくり計画

地区の復興まちづくり計画では、建築制限と復興事業との関連性、復興事業の相互連携などを考慮し、復興まちづくりにおける基幹となる事業を定める。

市町村は、地区別復興手法の選択（現在位置又は移転）に伴う第二次建築制限（又は災害危険区域による制限）、地区の復興まちづくり計画での被災住民等との合意形成の状況を踏まえ、復興事業の実施に向けた取組を行う。

具体的には、大規模災害からの復興における国や県の特例措置の有無を確認しながら、復興事業メニューを整理する。

東日本大震災では、復興交付金（基幹事業5省40事業）を活用した復興まちづくりが進められている。

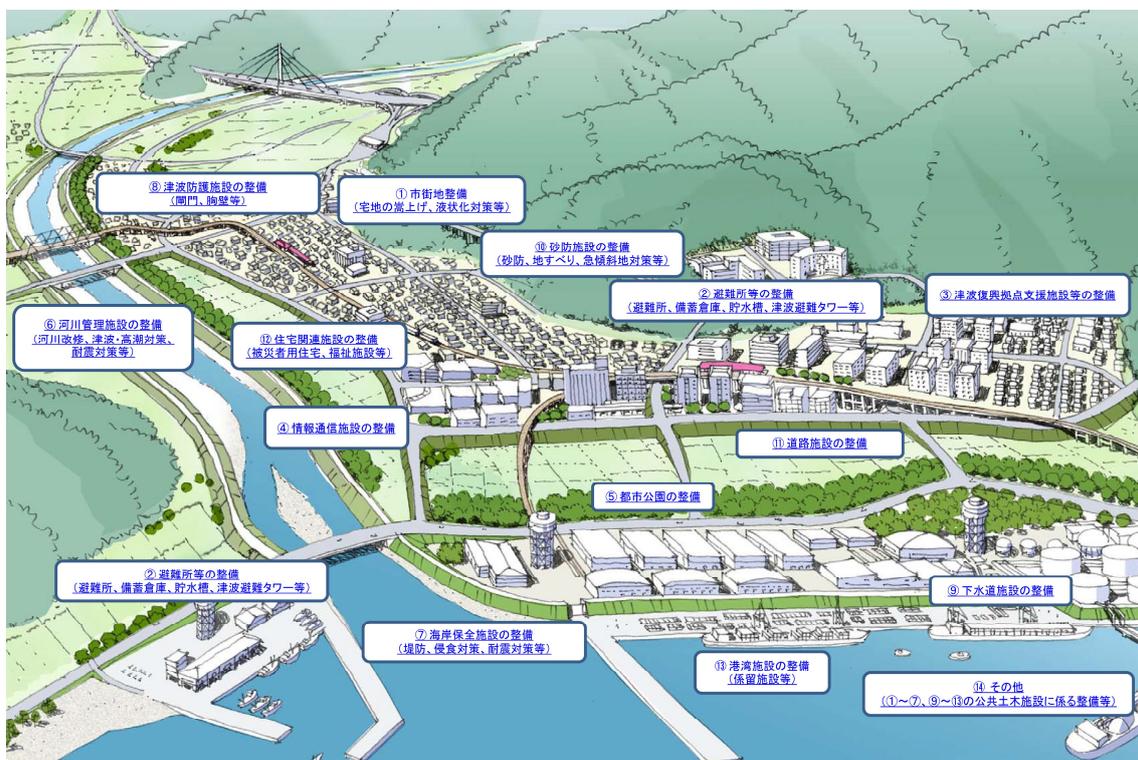


図 5-1 復興まちづくりのための事業制度一覧（イメージ図）

[出典：国土交通省 HP] <http://www.mlit.go.jp/report/fukkou-index.html>

手引書では、復興まちづくりにおける基幹となる事業として、「被災市街地復興土地区画整理事業」、「防災集団移転促進事業」について整理する。

なお、他事業との連携によって、より効果的かつ効率的に被災地の復興を実現できる場合があるため、事業連携について積極的に検討することが重要である。

表 5-1 東日本大震災における主な復興まちづくり事業メニュー

都市計画に関わる復興まちづくり	主な事業メニュー
市街地整備	被災市街地復興土地区画整理事業（※） 都市再生区画整理事業（市街地液状化対策事業） 市街地再開発事業 住宅市街地総合整備事業 住宅地区改良事業
避難所等の整備	都市防災総合推進事業
津波復興拠点支援施設等の整備	津波復興拠点整備事業 都市・地域交通戦略推進事業
道路施設の整備	道路事業
都市公園の整備	都市公園事業
住宅関連施設の整備	防災集団移転促進事業（※） がけ地近隣等危険住宅移転事業 優良建築物等整備事業

※手引書では、復興まちづくりにおける基幹事業として整理

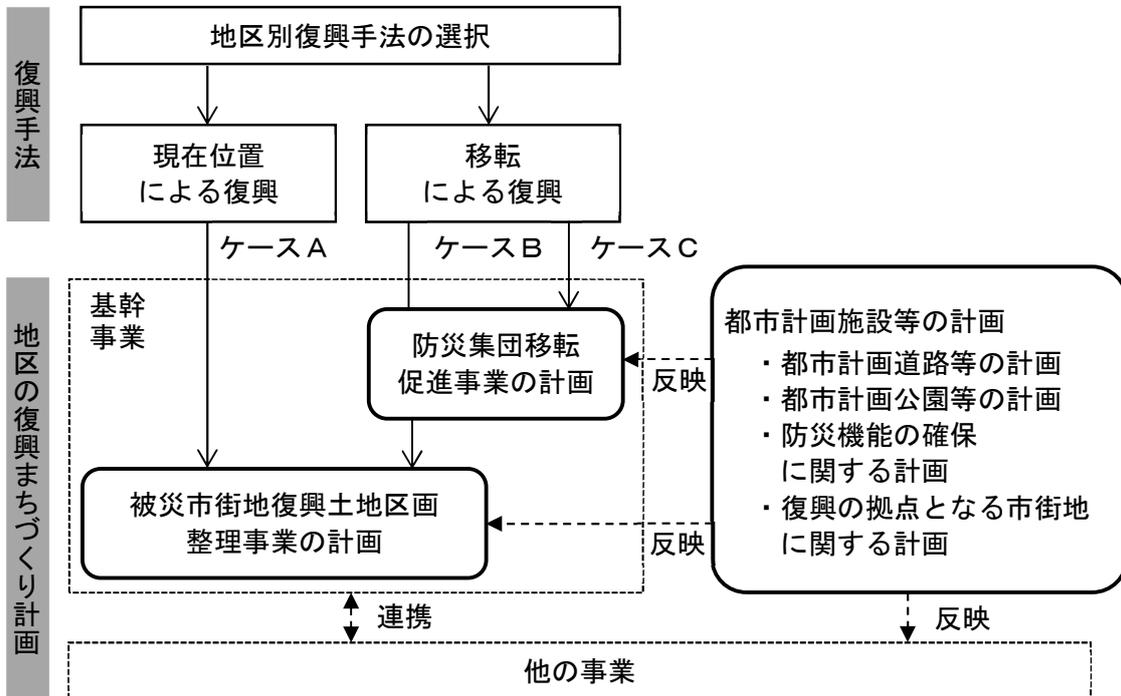


図 5-2 復興手法と地区の復興まちづくり計画

		基幹事業のイメージ	事例	
現在位置による復興	ケースA		宮城県名取市 (p. 3-48) 宮城県女川町 (p. 3-49) 岩手県陸前高田市 (pp. 3-50~3-52) 兵庫県神戸市 (pp. 3-56~3-58) 熊本県益城町 (pp. 3-59~3-60)	
	移転による復興	ケースB		宮城県仙台市 (p. 4-49)
		ケースC		宮城県東松島市 (p. 4-55)
	ケースC		福島県新地町 (pp. 4-61~4-62)	

※：被災市街地復興土地区画整理事業の概要は p. 3-28 参照、防災集団移転促進事業の概要は p. 4-22 参照

図 5-3 復興手法による事業ケース

(2) 都市計画施設等の計画

① 都市計画道路等の計画

都市計画では、都市内の道路を自動車専用道路、幹線街路、区画街路及び特殊街路に区分し、都市計画道路として定めることができる。これらを総称して「街路」と呼んでおり、都市計画の決定及び都市計画事業の認可等により整備が可能となる。

都市計画道路は、都市の骨格を形成するとともに、日常生活及び産業活動を行う上で交通機能として重要な役割を果たす。また、人々が安全で快適な都市生活を営む上で必要な防災機能や環境機能等の様々な機能も有している。

● 都市計画道路等都市内道路の機能

機能の区分		内容	
交通機能	通行機能	人や物資の移動の通行空間としての機能（トラフィック機能）	
	沿道利用機能	沿道の土地利用のための出入、自動車の駐車、貨物の積み下ろし等の沿道サービス機能（アクセス機能）	
空間機能	都市環境機能		景観、日照、相隣等の都市環境保全のための機能
	都市防災機能	避難・救助機能	災害発生時の避難通路や救助活動のための通路としての機能
		災害防止機能	火災等の拡大を遅延・防止するための空間機能
	収容空間	公共交通のための導入空間	地下鉄、都市モノレール、新交通システム、路面電車、バス等の公共交通を導入するための空間
		供給処理・通信情報施設の空間	上水道、下水道、ガス、電気、電話、CATV、都市廃棄物処理管路等の都市における供給処理および通信情報施設のための空間
		道路付属物のための空間	電話ボックス、電柱、交通信号、案内板、ストリートファニチャー等のための空間
市街地形成機能	都市構造・土地利用の誘導形成	都市の骨格として都市の主軸を形成するとともに、その発展方向や土地利用の方向を規定する	
	街区形成機能	一定規模の宅地を区画する街区を形成する	
	生活空間	人々が集い、遊び、語らう日常生活のコミュニティ空間	

出典：日本都市計画学会「新都市計画マニュアルⅡ【都市施設・公園緑地編】都市交通施設（H15.3）」

～ 略 ～

②防災機能からの道路の配置

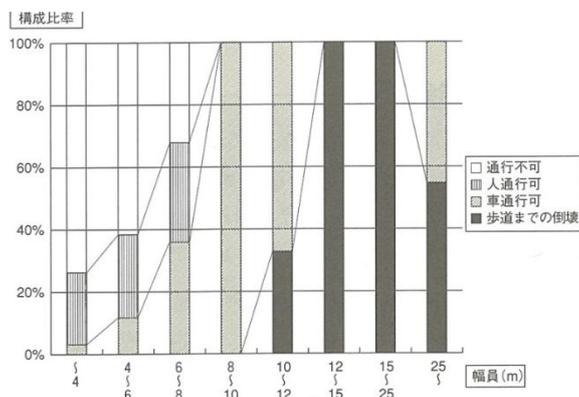
都市内道路は災害時の避難路や延焼遮断の防災のための空間としての機能を勘案して配置することが望ましい。避難路は、平成8年建設省告示第1029号に従い、広域避難地又はこれに準ずる安全な場所へ通ずる幅員15m以上の道路又は幅員10m以上の緑道とし、避難路の沿道は、建築物の不燃化等を図ることが望ましい。また、避難地となる公園等と一体的に計画することが望ましい。

～ 略 ～

【阪神・淡路大震災での復興における道路幅員の考え方】

阪神・淡路大震災における幅員と道路閉塞の関係では、8mを超える道路であれば人間の通行が可能であり、12mを超える道路であれば車両の通行が可能であった。

避難計画（避難者数、避難手段、沿道建物状況等）との整合検証を行うことで、15mに満たない場合でも避難路としての活用を検討してもよい。



注) 車通行可：車道（車道、歩道の区別がない場合も含む）上に倒壊建築物があるが通行可能なもの
歩道まで倒壊：歩道上に倒壊建築物があるが、それが車道までは及んでいないもの

図 I-3-10 阪神・淡路大震災における幅員と道路閉塞の関係

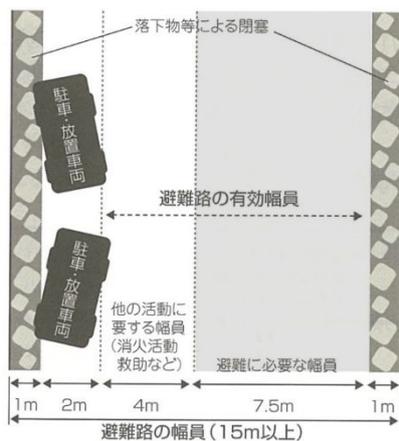
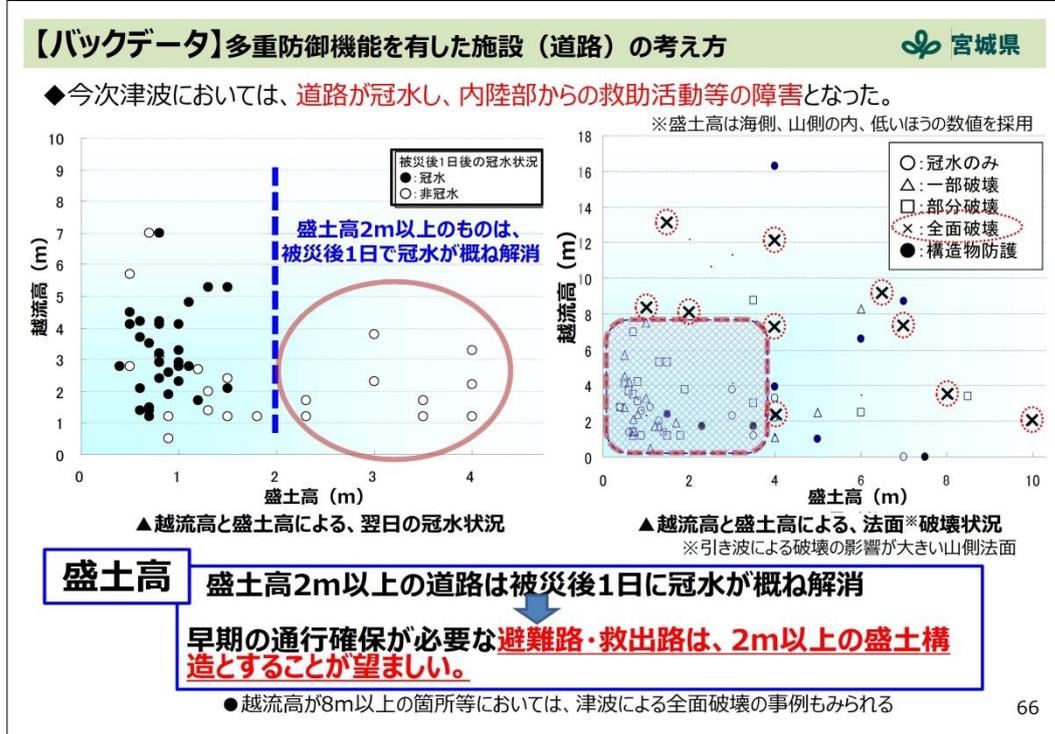
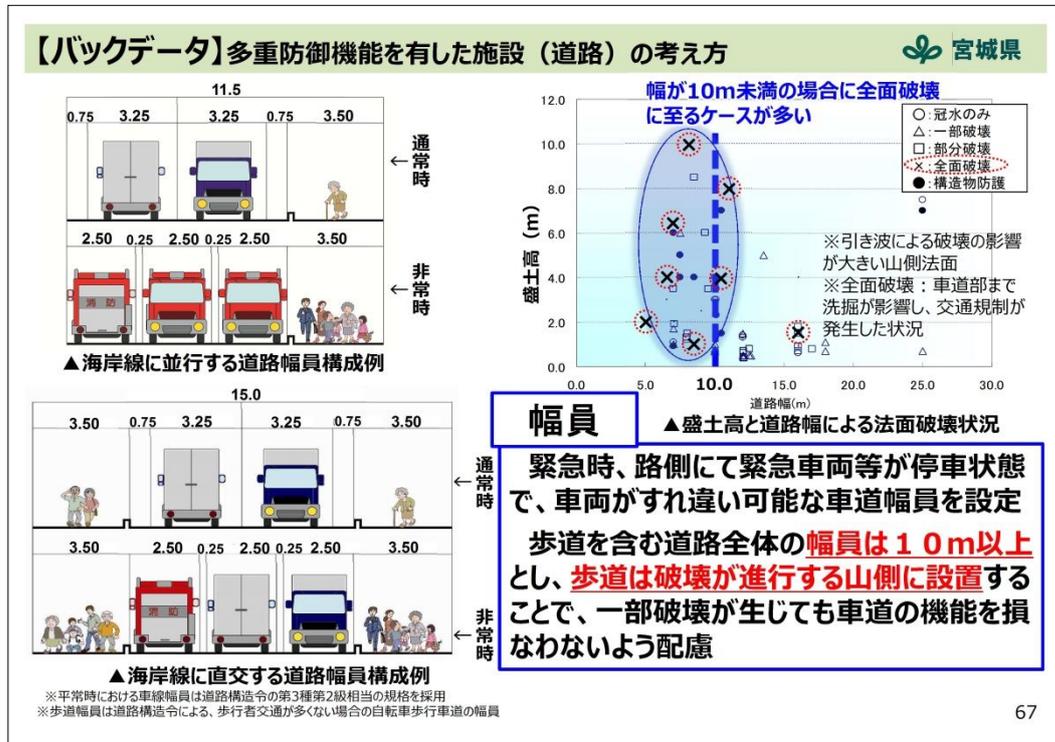


図 I-3-11 避難路としての適否の判断方法のイメージ

出典：国土交通省推薦「改訂 都市防災実務ハンドブック (H17.2)」より整理

【東日本大震災での復興における道路幅員等の考え方（宮城県の場合）】

宮城県では、被災データに基づき、多重防御機能を有した道路の考え方とともに、避難時間確保や浸水範囲減少といった側面からその効果を示している。



出典：宮城県「宮城県における震災復興 第4回高知県震災復興都市計画指針検討会議資料（H27.6.16）」

② 都市計画公園等の計画

都市計画公園は、人々にとっては憩いや安らぎの場、スポーツや文化活動、コミュニティ活動等を通じた交流の場であるとともに、都市における環境問題や防災に対応していくといった多面的な役割を果たす。

こうした多面的な役割を踏まえ、各市町村に適した計画づくりを進めることが重要である。

都市計画公園以外の公園緑地の位置づけや東日本大震災における公園緑地の機能にも配慮する必要がある。



潮江西部2号公園（高知市）



鏡野公園（香美市）

● 公園緑地の概念

区 分			公園緑地
施設 緑地	都市計画公園		都市公園法に規定するもの
	都市計画公園 以外	公共施設 緑地	港湾緑地、国民公園、児童遊園、 条例設置の公園 等
		民間緑地	公開空地、建築物緑化施設、 市民緑地（人工地盤型） 等
地域制 緑地	法によるもの		特別緑地保全地区（都市緑地法）、 風致地区（風致政令）、 生産緑地地区（生産緑地法）、 歴史的風土特別保存地区（古都保存法）、 市民緑地（都市緑地法）、 保安林区域（森林法） 等
	契約・締結によるもの		緑地協定（都市緑地法） 等
	条例等によるもの		条例に基づく緑地の保全制度 等

● 東日本大震災における公園緑地等の機能

主な公園緑地等		津波防災において求められる公園緑地等の機能					
		【多重防御の一つとしての機能】			【避難路・避難地機能】		【復旧・復興支援機能】
		津波の 減衰	湛水の 場	漂流 物の 補足	避難路	避難地	活動 拠点
公園	海浜公園	○	△	○		○	○
	高台公園				○	○	○
	大規模公園 (防災拠点)						○
緑地	防潮林	○		○			
	緩衝緑地	○	△	○			
	街路樹	△		○	○		
	居久根	○		○			
その他の 空き地や農地等			○				

出典：国土交通省「東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備に関する技術的指針（H24.3）」

【避難段階と公園緑地の役割等】

避難地等として必要な機能は、避難の目的や滞留時間により異なることに留意が必要である。

なお、避難地の規模の設定にあたっては、学校等の公共施設や津波避難ビル等、対象となる施設と避難対象人口の関係を踏まえた必要な面積を設定することが重要である。

必要避難スペース（有効避難面積：m²）

$$= \text{対象避難人口（人）} \times \text{有効避難単位面積※（m}^2\text{/人）}$$

※有効避難単位面積：現状に応じて1～2 m²/人とする。

● 避難路等の役割と公園緑地での対応

避難の段階	公園緑地の役割	避難等の状況	公園緑地・オープンスペースで必要な機能
直後段階 津波から緊急に避難する生命確保段階	一次避難地	<ul style="list-style-type: none"> 津波から早急に避難できる位置にあり、津波被害から逃れることのできる高さがある場所に可及的速やかに避難可能 具体的には、高台公園や神社の境内といった公園緑地・オープンスペース、盛土による嵩上げをした公園、又は、避難ビルや避難タワー等 	<ul style="list-style-type: none"> 避難の目印となるランドマークの設置 照明施設及び電源の設置、確保 二次避難のための避難地までの経路案内 応急手当や、緊急用の飲料水や毛布等を備蓄できる倉庫
緊急段階 支援物資が届くまでの数日を過ごす生命維持の段階	一次避難地（避難所）	<ul style="list-style-type: none"> 一次避難地から、避難所（公園の体育館や学校、公民館等）に移動 ただし、浸水等により避難経路が確保できていない場合、一次避難地に孤立する可能性有り 	<ul style="list-style-type: none"> 支援物資が届くまでと考えられる3日間程度の生活ができる食料や飲料水、衣類や暖房器具等が備蓄できる倉庫 避難所への避難経路が確保できない高台公園等でも、数日を過ごすことができる飲料水や食料、建物やテント、仮設トイレ
応急段階 救援活動が行われている生活確保の段階	広域避難地（避難所）	<ul style="list-style-type: none"> 屋内で滞在できる施設を有する大規模公園等や、小規模であるがテントが設置できる地区公園等 	<ul style="list-style-type: none"> 発電施設や通信施設、飲料水、雑用水が確保できる設備等 仮設トイレや洗濯機等が設置できる設備等 給水車等の支援車両がアクセスできる動線と駐車スペース
復旧・復興段階 復旧・復興活動が行われている生活再建の段階	広域避難地（避難所）	<ul style="list-style-type: none"> 屋内で滞在できる施設を有する大規模公園等や、仮設住宅が設置できる地区公園、大規模公園等 	<ul style="list-style-type: none"> 発電施設や通信施設、飲料水、雑用水が確保できる設備等 仮設トイレや洗濯機等が設置できる設備等 給水車等の支援車両がアクセスできる動線と駐車スペース

出典：国土交通省「津波被害に強いまちづくりにおける公園緑地の整備に関する技術資料 H24.3）」より整理

③ 防災機能の確保に関する計画

東日本大震災では、都市施設をはじめとする構造物の防災機能（ハード対策）に依存することの限界が改めて認識された。

このため、ソフト・ハードの施策を組み合わせた「多重防御」を基本とし、計画的な防災機能の確保を図ることが重要である。

迅速な避難や延焼拡大の防止を図るための都市施設の配置や構造は、各地域（市町村）の実情等を踏まえ、立案する必要がある。

特に、密集市街地の火災により延焼が拡大した地区においては、道路幅員や公園面積のみで防災機能を確保するだけでなく、沿道の不燃化や消防防火施設の配置等と組み合わせ、防災機能を確保する。

防災都市構造のイメージ



出典：国土交通省推薦「改訂 都市防災実務ハンドブック H17. 2」

【不燃化の事例】

- 地区計画で、間口率、高さの最低限度を指定した事例
 本町二・四・五・六丁目地区防災街区地区整備計画（東京都渋谷区）
 - ・建築物の間口率の最低限度 0.7（主要生活道路8号沿線のみ）
 - ・建築物等の高さの最低限度 5m（主要生活道路8号沿線のみ）
 などがある。
- 不燃化促進のための防火地域、準防火地域の拡大等の事例
 - ・大阪府守口市、門真市、寝屋川市では、火災からの安全性を高めるため、準防火地域を従来の部分指定から、市街化区域全域（防火地域を除く）に拡大している。
 - ・大阪府防災都市づくり広域計画（H21.1）では、都市防火区画を構成する都市計画道路等の沿道に防火地域を指定する方針を掲げている。

i) 延焼遮断帯と防火区画の計画

都市レベルでの延焼拡大防止のために、延焼遮断帯によって分割された防火区画の確立を図る。

延焼遮断帯は、「空地（道路、河川等）」、「空地と片側不燃化」、「空地と両側不燃化」に区分し、設計風速、後背の市街地の状況、および不燃化する建物高さをもとに算定できる。

● 防火区画の計画

防火区画の要整備区域の設定	原則として市街化区域内であるが、火災危険性が低い区域は除外できる。
延焼遮断帯となりうる都市施設	道路、河川、鉄道等
防火区画の規模	延焼遮断帯により 60～100ha と なるよう設定

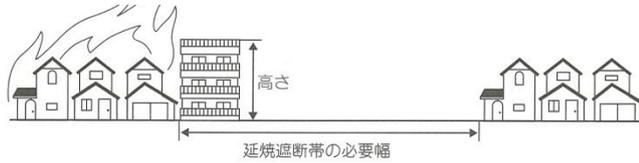
● 簡便法による延焼遮断帯に関する計画指針

空地のみで確保する場合	60～70m 程度
空地と片側不燃化で確保する場合	35～45m 程度
空地と両側不燃化で確保する場合	35～40m 程度

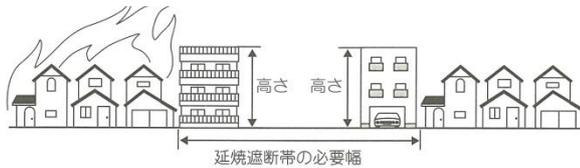
空地のみで確保する場合



空地と片側不燃化で確保する場合



空地と両側不燃化で確保する場合



出典：国土交通省推薦「改訂 都市防災実務ハンドブック（H17.2）」

図 5-4 延焼遮断帯効果のイメージ

ii) 既成市街地での防災性の向上に関わる計画

都市の防災性は、十分な空地、空間の確保により向上させていくことが基本となるが、密集市街地等をはじめとする既成市街地では、先に示した考え方に基づく基準等を満足させることが困難な場合が多い。

そのような場合には、災害時の初期段階での避難活動、消防活動等の円滑化を優先とし、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、避難施設の整備とともに、既存防災施設の機能強化等の総合的な取組を検討する。

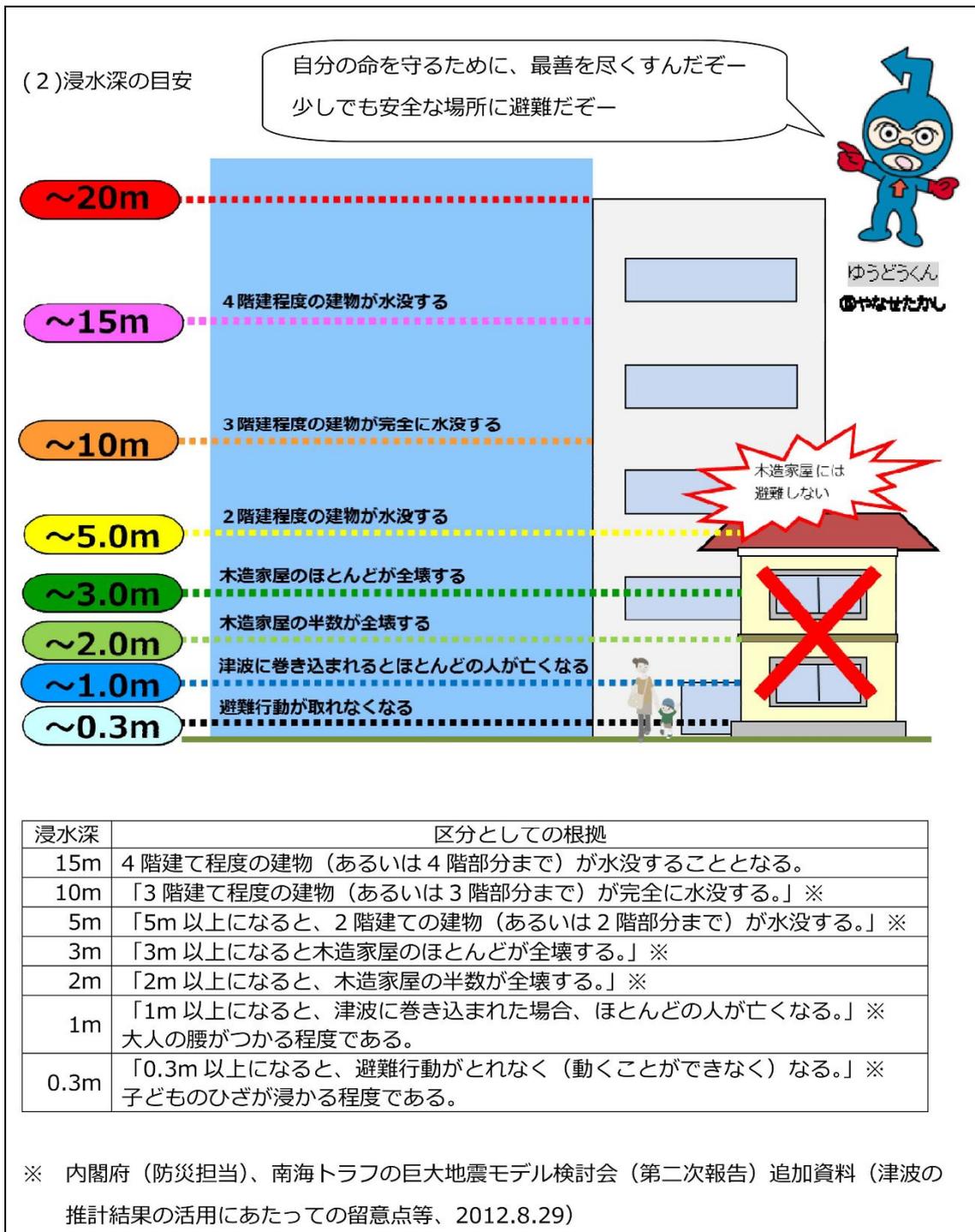
事前復興まちづくり計画づくりにおいて、まち歩き点検をきっかけとして初期消火や避難の支障要因となるブロック塀の危険性を把握するなど、住民が主体となって地区の防災・減災に向けた取組を進めることが望ましい。

iii) 津波避難等に関する計画

津波避難等に関する計画立案では、まずは第一に人命を守るために迅速かつ確実に避難ができる避難路、避難施設の計画が不可欠である。

標準的な考え方や基準に固執することなく、市町村の実情等を考慮した計画を立案することが重要である。

【浸水深と建物被害の目安（高知県）】



出典：高知県「高知県版第2弾 南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測」

④ 復興の拠点となる市街地に関する計画

東日本大震災により被災した多くの地域では、住宅や業務施設のみならず、学校、医療施設、官公庁施設といった公益的施設も甚大な被害を受けた。地域全体の復興の拠点として、これらの施設の機能を一体的に有する市街地を緊急に整備し、その機能を確保することが喫緊の課題となった。

このため、津波防災地域づくりに関する法律第 17 条に規定している一団地の津波防災拠点市街地形成施設の枠組みを活用し、津波からの防災性を高めるとともに、被災地の復興を先導する拠点となる市街地の形成を支援するため、津波復興拠点整備事業が創設された。

一団地の津波防災拠点市街地形成施設とは、津波防災地域づくりに関する法律第 2 条第 15 項に規定しているように、津波による災害の発生のおそれが著しく、かつ、当該災害を防止し、又は軽減する必要性が高いと認められる区域内の都市機能を、津波が発生した場合においても維持するための拠点となる市街地を形成する一団地の住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及び公共施設をいい、都市計画法第 11 条に規定する都市施設として都市計画に定めることができる。

特定業務施設	事務所、事業所その他の業務施設で津波被災地の基幹的な産業の振興、当該区域内の地域における雇用機会の創出及び良好な市街地の形成に寄与するもののうち、公益的施設以外のもの
公益的施設	教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で、居住者の共同の福祉又は利便のために必要なもの
公共施設	道路、公園等、公共の用に供する施設

津波復興拠点整備事業は、東日本大震災の津波により被災した地域における復興の拠点となる市街地を緊急に整備するために支援を行うものである。

また、南海トラフ地震の津波を見据えた防災のために、社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）の基幹事業として、津波防災拠点整備事業が平成 27 年度に創設された。

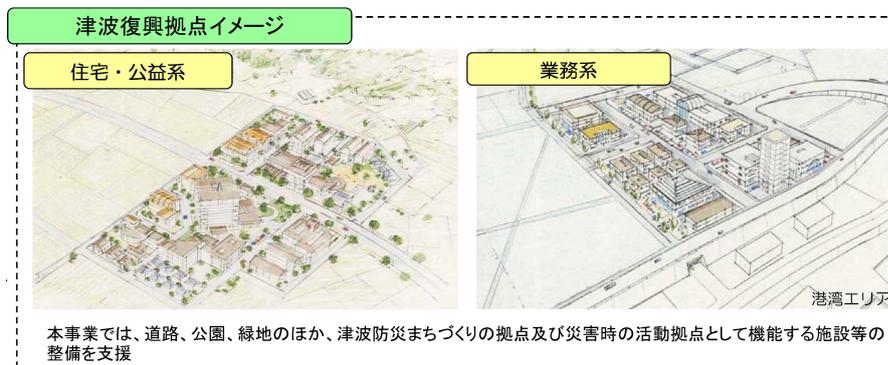
i) 津波復興拠点整備事業と津波防災拠点整備事業

津波復興拠点整備事業と津波防災拠点整備事業は、事業の実施時点（復興と防災）の違いがあることから、事業内容に多少違いがある。

復興まちづくりを実践する時点では、復興の拠点となる市街地に関わる事業とともに、特例措置の有無を確認することが必要である。

● 津波復興拠点整備事業

東日本大震災の津波により被災した地域における復興の拠点となる市街地（津波防災地域づくりに関する法律の「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」として都市計画決定されたもの（津波復興拠点）に限る。）を緊急に整備するために支援を行う事業をいう。



[出典：復興庁 HP] <http://www.reconstruction.go.jp/topics/120405gaiyou.pdf>

● 津波防災拠点整備事業

南海トラフ地震の津波により甚大な被害が想定される地域において、都市の津波からの防災性を高める拠点となる市街地（津波防災地域づくりに関する法律の「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」として、都市計画決定されたもの（津波防災拠点）に限る。）を整備するために支援を行う事業をいう。



[出典：国土交通省 HP] <http://www.skr.mlit.go.jp/kaisai/demae/pdf/150303-2.pdf>

表 5-2 津波復興拠点整備事業と津波防災拠点整備事業の比較

	津波復興拠点整備事業	津波防災拠点整備事業
概要	東日本大震災の津波により被災した地域における復興の拠点となる市街地（津波防災地域づくりに関する法律の「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」として都市計画決定されたもの（津波復興拠点）に限る。）を緊急に整備するために支援を行う事業をいう。	南海トラフ地震の津波により甚大な被害が想定される地域において、都市の津波からの防災性を高める拠点となる市街地（津波防災地域づくりに関する法律の「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」として、都市計画決定されたもの（津波防災拠点）に限る。）を整備するために支援を行う事業をいう。
補助（交付金対象）	<ul style="list-style-type: none"> ○津波復興拠点整備計画策定支援 ○津波復興拠点のための公共施設等整備 <ul style="list-style-type: none"> ・地区公共施設 道路・公園・緑地・広場その他の施設 ・津波防災拠点施設 津波防災まちづくりの拠点及び災害時の活動拠点として機能する施設 ・津波復興拠点支援施設 各種のイベント、展示、余暇活動等の地域交流、子育て支援、高齢者生活相談等、地域活力の復興のための活動の拠点となる施設 ・高質空間形成施設 植栽・緑化施設、せせらぎ・カスケード、カラー舗装・石畳、照明施設、ストリートファニチャー・モニュメント等 ○津波復興拠点のための用地取得造成 	<ul style="list-style-type: none"> ○津波防災拠点整備計画策定支援 ○津波防災拠点のための公共施設等整備 <ul style="list-style-type: none"> ・地区公共施設 道路・公園・緑地・広場その他の施設 ・津波防災拠点施設 津波防災まちづくりの拠点及び災害時の活動拠点として機能する施設 ○津波防災拠点のための用地取得造成 <ul style="list-style-type: none"> ・地区公共施設 道路・公園・緑地・広場その他の施設 ・公益的施設 教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設、その他の施設で居住者の共同の福祉又は利便のために必要な施設
施行要件	<ul style="list-style-type: none"> ○復興整備計画の区域内（復興交付金事業計画の区域を除く）において定められた一団地の津波防災拠点市街地形成施設。 ○ただし、以下のいずれかを満たす市町村の区域内に限る。 <ul style="list-style-type: none"> イ 浸水により被災した面積が概ね 20ha 以上であり、かつ、浸水により被災した建物の棟数が概ね 1,000 棟以上であること ロ 国土交通大臣がイの要件と同等の被災規模であると認めるもの <p>※原則として 1 市町村あたり 2 地区まで、国費支援の面積上限は 1 地区あたり 20ha までとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○次の要件を全て満たす一団地の津波防災拠点市街地形成施設。 ○なお、計画策定、測量試験に掲げる事業については、ロ、ハの要件に該当することが見込まれ、かつ「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」としての都市計画決定が見込まれる区域を含む。 <ul style="list-style-type: none"> イ 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定地域内であること。 ロ 津波災害特別警戒区域の指定区域を有する市町村の区域内であること。 ハ 津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画に定められていること。 <p>※推進計画において都市のコンパクト化に関する方針が記載されており、津波防災拠点に関する計画が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められるもの。</p> <p>※原則として 1 市町村あたり 2 地区まで、国費支援の面積上限は 1 地区あたり 5ha までとする。</p>

ii) 都市計画法との関係

一団地の津波防災拠点市街地形成施設は、都市施設として市町村が定める都市計画とされている。

都市計画に定めるべき事項としては、種類、名称、位置及び区域といった一般的な事項に加え、一団地の津波防災拠点市街地形成施設に固有のものとして次の事項が必要となる。

- ・住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及び公共施設の位置及び敷地の面積等
- ・建築物の高さ、容積率及び建ぺい率の制限

都市施設として都市計画決定された一団地の津波防災拠点市街地形成施設については、都市計画事業の認可を受けてその整備に関する事業を行うことが基本となる。

iii) 嵩上げについて

津波による浸水を防ぐために土地の嵩上げ(用地取得造成)を行う場合には、市街地の安全確保方策について複数の施策を検討し、建設コスト・維持管理コスト、環境配慮、高齢者への配慮等、社会的・経済的・自然的な観点で総合的に検討を行う必要がある。

⑤ 様々な事業の組合せによる復興まちづくり

市町村は、地区の復興まちづくり計画の策定においては、様々な事業の組合せを積極的に検討することが重要である。

東日本大震災では、著しい被害を受けた地域の速やかな復興のために、被災した地方公共団体が自らの復興プランの下で進める地域づくりを財政面で支援することを目的に復興交付金制度が創設された。

復興交付金の活用により、災害復旧だけでは対応が困難な市街地の再生等の復興まちづくりを、一つの計画の提出により一括で支援を受けることができる。また、基幹事業や効果促進事業の全ての地方負担の手当て、基金による執行の弾力化に活用できるなど、既存の交付金の枠を超えた極めて柔軟な制度である。

【東日本大震災における復興交付金（基幹事業5省40事業）】

番号	事業名	番号	事業名
文部科学省			
A-1	公立学校施設整備費国庫負担事業(公立小中学校等の新增築・統合)	D-2	道路事業(高台移転等に伴う道路整備(区画整理))
A-2	学校施設環境改善事業(公立学校の耐震化等)	D-3	道路事業(道路の防災・震災対策等)
A-3	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業	D-4	災害公営住宅整備事業等 (災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等)
A-4	博覧文化財発掘調査事業	D-5	災害公営住宅家賃低廉化事業
厚生労働省			
B-1	医療施設耐震化事業	D-6	東日本大震災特別家賃低廉化事業
B-2	介護基盤復興まちづくり整備事業 (「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等)	D-7	公営住宅等ストック総合改善事業(耐震改修、エレベーター改修)
B-3	保育所等の複合化・多機能化推進事業	D-8	住宅地区改良事業(不良住宅除却、改良住宅の建設等)
		D-9	小規模住宅地区改良事業(不良住宅除却、小規模改良住宅の建設等)
		D-10	住宅市街地総合整備事業(住宅市街地の再生・整備)
農林水産省			
C-1	農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等)	D-11	優良建築物等整備事業
C-2	農山漁村活性化プロジェクト支援(復興対策)事業 (被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等)	D-12	住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物耐震改修事業)
C-3	震災対策・戦略作物生産基盤整備事業 (麦・大豆等の生産に必要な水利施設整備等)	D-13	住宅・建築物安全ストック形成事業(がけ地近接等危険住宅移転事業)
C-4	被災地域農業復興総合支援事業(農業用施設整備等)	D-14	造成宅地滑動崩落緊急対策事業
C-5	漁業集落防災機能強化事業(漁業集落地盤高上げ、生活基盤整備等)	D-15	津波復興拠点整備事業
C-6	漁港施設機能強化事業(漁港施設用地高上げ、排水対策等)	D-16	市街地再開発事業
C-7	水産業共同利用施設復興整備事業 (水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等)	D-17	都市再生区画整理事業(被災市街地復興と土地区画整理事業等)
C-8	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業	D-18	都市再生区画整理事業(市街地液状化対策事業)
C-9	木質バイオマス施設等緊急整備事業	D-19	都市防災推進事業(市街地液状化対策事業)
国土交通省			
D-1	道路事業(市街地相互の接続道路等)	D-20	都市防災推進事業(都市防災総合推進事業)
		D-21	下水道事業
		D-22	都市公園事業
		D-23	防災集団移転促進事業
		環境省	
		E-1	低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業

出典：復興庁「東日本大震災復興交付金 基幹事業概要」

市町村は、地区の復興まちづくり計画の策定（現在位置又は移転による復興）においては、復興のための特例措置（想定）の活用とともに、様々な事業を組み合わせることで実施することにより、より効果的かつ効率的に被災地の復興を実現できる場合があるので、これら事業との組合せを積極的に検討することが重要である。

⑥ 都市計画区域外における復興まちづくり

都市計画区域外の地域で復興都市計画事業を実施するためには、新たに都市計画区域の指定が必要となる。

第一次建築制限及び第二次建築制限（被災市街地復興推進地域の都市計画決定）は、都市計画事業（被災市街地土地区画整理事業など）による復興を前提に指定する。

都市計画区域外において復興都市計画事業を実施するためには、新たに都市計画区域の指定が必要となるが、指定要件から被災前の指定は困難な場合が多い。

このため、特に津波による甚大な被害が想定される沿岸各地域で、市町村が復興まちづくり計画を策定する際には、都市計画区域に関する手続きや事例を確認・把握することが、「事前の準備」として重要となる。

なお、新たに都市計画区域を指定する必要がある場合の手続きフローを示す。

阪神・淡路大震災では、土地区画整理事業による復興を図るため、新たに都市計画区域を指定し、復興まちづくりを進めた事例がある。

【復興まちづくりのために都市計画区域を指定した事例 その1】

■兵庫県 北淡町（富島地区）：阪神・淡路大震災

北淡町では、縦貫道路の開通などにより今後都市化の進展が予想されるため、震災半年前の平成6年夏ごろから「都市計画区域」の指定（町の大半を非線引きによる都市計画区域に指定）の必要性が町広報誌などを通じて住民に示されていた。

阪神・淡路大震災後は震災前に行政側が描いていたシナリオをベースに、以下のように土地区画整理事業が進められた。

しかし、漁村型集落の空間形態を色濃く残す地区であり、集落の基本構造と関係なく、都市計画道路や区画道路が計画されたこともあって、事業計画をめぐり地区内での対立が続く結果となった。

平成7年1月17日	阪神・淡路大震災
平成7年2月7日	都市計画区域の指定
平成7年2月9日	建築基準法第84条に基づく建築制限の指定
平成7年2月28日～3月13日	土地区画整理事業に関する都市計画案の縦覧
平成7年3月17日	土地区画整理事業の都市計画決定 （被災市街地復興推進地域）
平成8年11月6日	土地区画整理事業の事業計画の決定
平成20年8月10日	土地区画整理事業の事業終了（地元式典）

東日本大震災における都市計画区域外の被災市町村での復興まちづくり事業（復興計画）では、農林水産省所管の事業メニューを活用（漁業集落防災機能強化事業・農山漁村地域復興基盤整備事業）している事例が多い。

都市計画区域の変更（編入）により、防災集団移転促進事業と土地区画整理事業を組み合わせ一体的な復興まちづくりを実施している事例がある。

【復興まちづくりのために都市計画区域を指定した事例 その2】

■岩手県 宮古市（田老地区）：東日本大震災

田老地区では、「万里の長城」と呼ばれた防潮堤の決壊など地区の壊滅的な被害を受け、倒壊した防潮堤の復旧とともに、防災集団移転促進事業の実施により、被災した住宅の高台住宅団地への集団移転を図るとともに、浸水被害にあった市街地においては、土地区画整理事業の実施により、道路、公園等の整備や宅盤の一部嵩上げ、住宅用地、産業用地等の土地利用の集約化を行う計画となっている。

平成23年3月11日	東日本大震災
平成23年7月	復興に向けた計画づくりに関するアンケート調査
平成23年10月～	田老地区復興まちづくり検討会
平成24年1月	防災集団移転促進事業の大臣同意
平成25年1月15日～29日	復興まちづくりに関する都市計画案の縦覧（宮古都市計画区域の変更（田老地区の編入））
平成25年3月	土地区画整理事業の都市計画決定（被災市街地復興推進地域）
平成25年5月	土地区画整理事業の事業計画の決定

市町村は、大規模災害からの復興に関する法律第10条に基づく復興計画を高知県と共同作成する場合は、同法第12条に基づき、都市計画区域の指定又は変更のための関係者の協議・同意等については、同法第11条に基づく復興協議会における協議を活用（ワンストップ処理）することができる。

県（都市計画課）は、都市計画区域の指定又は変更のための関係者の協議・同意等については、原案を土木部関係各課で構成する「高知県復興都市計画連絡調整会議」に諮るものとする。

都市計画法

(都市計画区域)

第五条 都道府県は、市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。この場合において、必要があるときは、当該市町村の区域外にわたり、都市計画区域を指定することができる。

2 都道府県は、前項の規定によるもののほか、首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)による都市開発区域、近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二百二十九号)による都市開発区域、中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第二百二号)による都市開発区域その他新たに住居都市、工業都市その他の都市として開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。

3 都道府県は、前二項の規定により都市計画区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び都道府県都市計画審議会の意見を聴くとともに、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

4 二以上の都道府県の区域にわたる都市計画区域は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、国土交通大臣が、あらかじめ、関係都道府県の意見を聴いて指定するものとする。この場合において、関係都道府県が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び都道府県都市計画審議会の意見を聴かななければならない。

5 都市計画区域の指定は、国土交通省令で定めるところにより、公告することによつて行なう。

6 前各項の規定は、都市計画区域の変更又は廃止について準用する。

都市計画法施行

(都市計画区域に係る町村の要件)

第二条 法第五条第一項(同条第六項において準用する場合を含む。)の政令で定める要件は、次の各号の一に掲げるものとする。

一 当該町村の人口が一万以上であり、かつ、商工業その他の都市的業態に従事する者の数が全就業者数の五十パーセント以上であること。

二 当該町村の発展の動向、人口及び産業の将来の見通し等からみて、おおむね十年以内に前号に該当することとなると認められること。

三 当該町村の中心の市街地を形成している区域内の人口が三千以上であること。

四 温泉その他の観光資源があることにより多数人が集中するため、特に、良好な都市環境の形成を図る必要があること。

五 火災、震災その他の災害により当該町村の市街地を形成している区域内の相当数の建築物が滅失した場合において、当該町村の市街地の健全な復興を図る必要があること。

【新たに都市計画区域を指定する必要がある場合の手続きフロー】

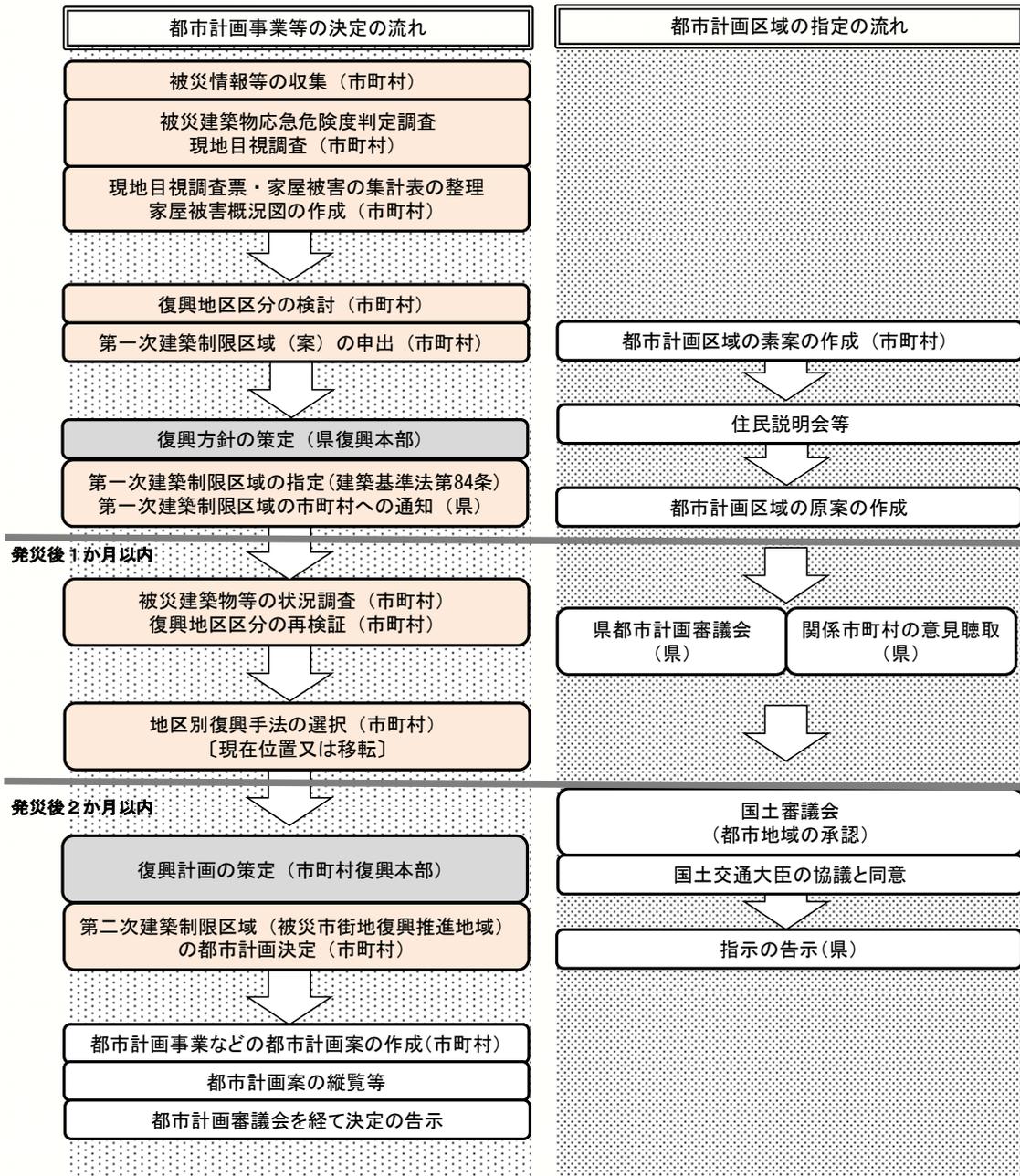


図 5-5 新たに都市計画区域を指定する必要がある場合の手続きフロー

⑦ 地区の復興まちづくり計画の策定事例

東日本大震災の被災地では、再び深刻な被害を受けることのない、安心・安全に暮らすことのできる『まち』をつくるため、「地区復興まちづくり計画」を地域住民の参画によって策定している。

地域住民の参画による地区の復興まちづくり計画策定の事例として、岩手県宮古市の事例を示す。

■地区復興まちづくり検討会の経緯

9月22日(木)～26日(月)第1回地区復興まちづくりの会

- ・アンケートの報告
- ・検討会の立ち上げについて
- ・復興まちづくりの考え方・復興パターン案について
- ・復興まちづくりの手段・方法について
- ・意見交換



10月25日(火)第1回
地区復興まちづくり検討会

第1段階
・まちづくりの目標の決定

- ・まちづくりの目標の検討
- ・用地別の土地利用の検討



11月25日(金)第2回
地区復興まちづくり検討会

第2段階
・目標達成のための手段・方法の決定

- ・分野別の方針の検討
- ・手段・方法の検討



12月18日(日)意見交換会

12月21日(火)第3回
地区復興まちづくり検討会

第3段階
・具体的な事業手法スケジュールの決定

- ・事業手法とスケジュールの検討
- ・計画(素案)のとりまとめ



1月5日(木)第3回検討会の追加会

地区復興まちづくり計画(素案)内覧会

1月14～17日10～15時 田老総合事務所ほか
1月20～23日10～15時【10地区合同】市役所分庁舎

- ・地区復興まちづくり計画(素案)の掲示
- ・検討経緯の紹介と意見収集



1月30日(月)第4回
地区復興まちづくり検討会

第4段階
・地区復興まちづくり計画の決定

- ・計画案内覧会の報告
- ・地区復興まちづくり計画(案)の決定



2月18日(土)第2回地区復興まちづくりの会

- ・地区復興まちづくり計画の決定について
- ・今後の進め方
- ・意見交換



2月22日(水)検討会の臨時会

平成24年2月28日 市長に提言

[出典：岩手県宮古市HP 田老地区復興まちづくり計画]

https://www.city.miyako.iwate.jp/toshi/tikuhukko_sakutei.html

■田老地区復興まちづくり計画

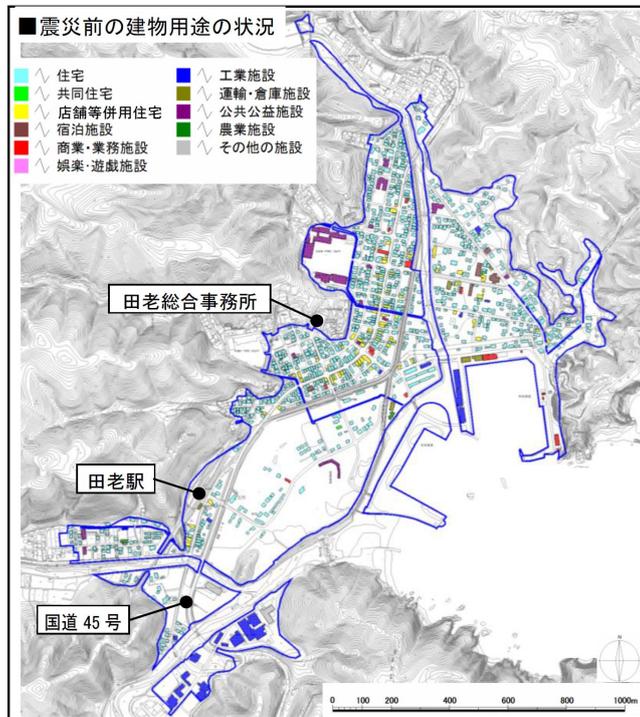
1. 地区の現況

(1) 地区の特性

田老地区は、豪壮、繊細な海岸線が続く陸中海岸国立公園内にあり、三王岩をはじめ真崎海岸、ウミネコ繁殖地の佐賀部、田老港など優れた景勝地をもつ観光とアワビやウニなどの磯漁業のほかワカメ、昆布などの養殖漁業が盛んな漁業の町です。さらにサケの水揚げ量が多く「さけの町」としても知られています。

地区の中心部は市街地が形成され、市役所総合事務所や教育・医療施設等の公共的施設、商店、飲食店などが集中していました。

地区周辺にはグリーンピア三陸みやこ、道の駅たろう等の観光施設が立地しています。



被災状況調査（国土交通省）より

(2) 被災前の状況

国勢調査（平成22年度）では、田老地区の人口の構成は、宮古市全域に比べやや高齢化が進んでいます。

■被災地区を含む行政区における年齢別人口構成

H22	宮古市		田老	
	人数	割合	人数	割合
0～9歳	4,474	7.5%	259	7.3%
10～19歳	5,259	8.9%	331	9.3%
20～29歳	4,298	7.2%	206	5.8%
30～39歳	6,338	10.7%	298	8.4%
40～49歳	6,999	11.8%	460	13.0%
50～59歳	8,507	14.3%	509	14.4%
60～69歳	9,614	16.2%	582	16.4%
70歳以上	13,896	23.4%	899	25.4%
総計	59,385	100.0%	3,544	100.0%

国勢調査（平成22年度）より

[出典：岩手県宮古市HP 田老地区復興まちづくり計画]

https://www.city.miyako.iwate.jp/toshi/tikuhukko_sakutei.html

(3) 地区の位置づけ

宮古市東日本復興基本計画における位置づけは以下のとおりです。

【復興まちづくりの方向性】

- ・北部の摂待地区を含め被災前のコミュニティに配慮しながら、住居の高台等への移転などによる安全で安心して暮らすことのできる住宅地の整備を推進します。
- ・つくり育てる漁業の再生に向け、漁業者への支援と漁業施設や水産加工施設の再配置などを進めます。また、三陸縦貫自動車道及びインターチェンジの整備を契機とした交流人口の増加による観光需要の拡大を図るなど、豊かな自然資源や水産資源を活かした産業の復興を推進します。
- ・倒壊した防潮堤の復旧も含め、効果的な防災施設のあり方について検討するなど、海岸保全施設の整備を促進します。また、津波災害の歴史や教訓を広く国内外に伝えるための施設整備や防災教育の充実などハード・ソフト両面からの事業を推進し、地域の魅力を高める取り組みを行います。

(4) 被害の状況

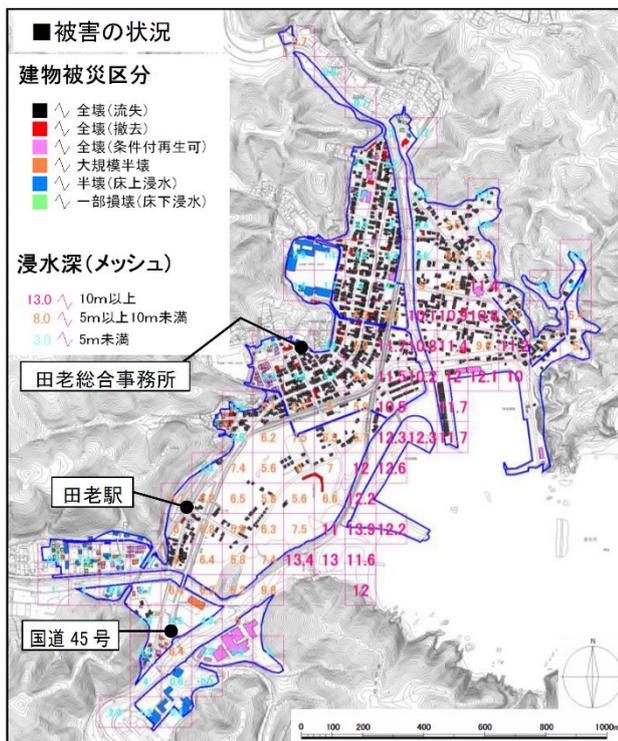
本地区の歴史は古くから津波との闘いで、慶長16年、明治29年、昭和8年に壊滅的被害を受けました。

昭和54年完成の大防潮堤ができた後に発生した今回の3月11日の東日本大震災においても、被害は甚大なものとなりました。海側の第一防潮堤が破壊され、第二防潮堤も越流し、地区一面に津波が押し寄せました。浸水面積は121.2haにわたり、浸水深はT.P.+7.1~14.7m、最大浸水深が13.9m（野中地区）に達しました。

津波による被害は死者141名（H23.6月現在・乙部、田老）、被害棟数1,076棟でした。浸水区域内の建物の83.8%が流失または撤去となる被害を受け、避難場所である田老第一中学校も浸水しました。野原、野中の建物は387棟が流失、全壊しました。

（H23.10月現在）

今後は、漁港施設、水産加工場や製氷冷凍冷蔵施設などの漁業施設の復旧と産業の復興、津波から命を守る安全なまちとして再建するまちづくりが求められます。



被災状況調査（国土交通省）より

※T.P.：東京湾平均海面

[出典：岩手県宮古市HP 田老地区復興まちづくり計画]

https://www.city.miyako.iwate.jp/toshi/tikuhukko_sakutei.html

2. 復興まちづくりの目標

田老地区の検討会での意見、地区復興まちづくり便りに対する意見、市からの情報提供などを踏まえて検討した、将来を見据えた復興まちづくりの目標は以下のとおりです。

(1) 地区復興まちづくりの目標

田老地区の復興まちづくりの目標を以下のとおりとします。

- ・誰もが安心して住めるまち、災害に強いまち
- ・住環境が良く、人に優しいまち、楽しいまち、ふるさとといえるまち
- ・漁業のまち、観光のまち、海と親しむまち
- ・商業のまち、製造業のまち、産業が盛んなまち

誰もが安心して住めるまち、災害に強いまち

生命を守り、子や孫を危険な目にあわせない、災害で二度と泣くことのないまちとするため、人工防災に頼らない、海が見える高台のまちとします。

津波や水害に強く安心なまちづくりをすすめ、津波被害を風化させず、先人の知恵が生きている津波防災のまち モデル地区「克災（国際）的なまち」をめざします。

そのため、津波が来る場所にいるという意識を持ち、いつでも避難できるよう毎年訓練を続けます。水門の無い、消防団員もすぐ逃げられるスロープのある防潮堤や避難路へのスロープ整備を行います。



住環境が良く、人に優しいまち、楽しいまち、ふるさとといえるまち

子や孫が安心してずっと暮らせ、「ふるさとだ!」と思える、若者にとっても環境の良い、子供の笑顔と笑い声が聞こえる、誰もが住みたいと思うような楽しいまちにします。

小さい子供と高齢者が交流でき、住民一人ひとりの顔が見える、医、食、住のそろった高齢者が安心して暮らせる健康、医療に自信、安心が持てるまち、観光面でも魅力のあるバリアフリーのまちとします。

自然の海、川、山に親しみ、海辺や磯場で子どもたちが楽しむ、四季を通して住民が住んで良かったと言えるまちとします。

復興まちづくりを進めるため、まちづくりを担う人づくりをします。



漁業のまち、観光のまち、海と親しむまち

漁業を中心とした第1次産業が中心でワカメなら田老というようなまちにします。「海」と親しく付き合え、漁業者が安全操業できる基盤作りをすすめます。

防潮堤、三王岩を活かし、また、田老を売り出す産品と観光により海産物もお菓子も遠くから買いに来たいと思う土産のあるまちとします。体験型観光漁業をとり入れ漁業と観光のまちづくりを行います。

その他、津波災害の写真やビデオを生かして津波の実態を知らせる資料館を建てることを検討します。



商業のまち、製造業のまち、産業が盛んなまち

活気ある商店街の復活をします。水産加工団地があり、製造業者の居るまち、産業が復興し仕事に活力がある、企業が進出しやすいまちとします。

NPO設立や起業により、事業提案をして、支援やお金をつかみとれる若者を育てます。

[出典：岩手県宮古市 HP 田老地区復興まちづくり計画]

https://www.city.miyako.iwate.jp/toshi/tikuhukko_sakutei.html

(2) 地区の復興まちづくりの方針

①土地利用の方針

地区の土地利用は、以下のとおりとします。

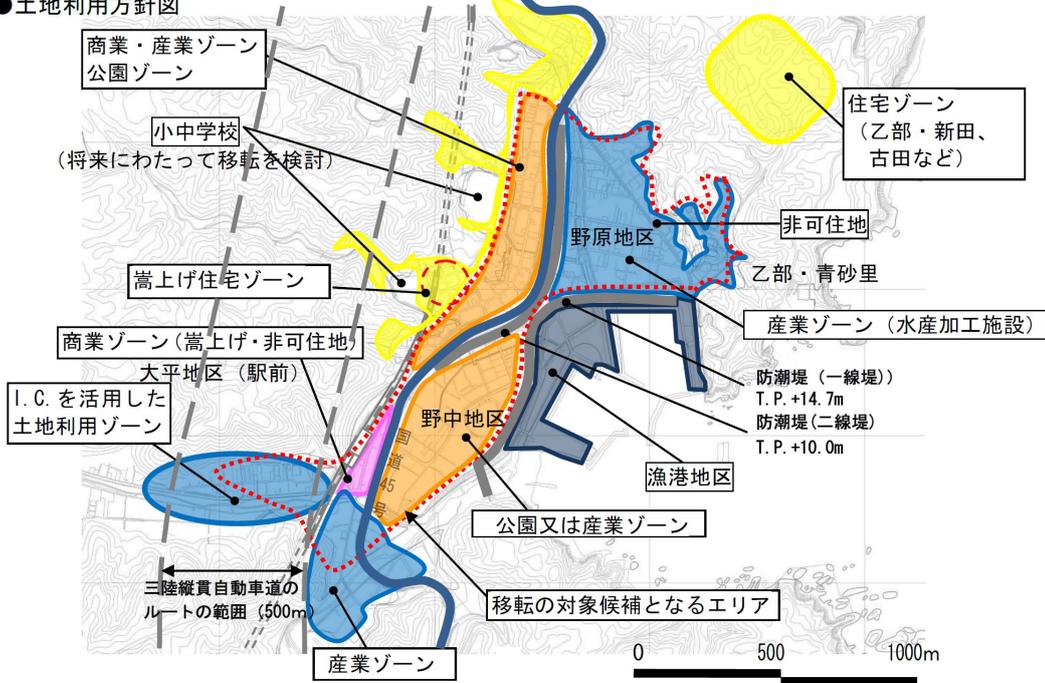
- ・ 従前のコミュニティに配慮しながら、災害に強いまちづくりを行います。
- ・ 子どもや高齢者にやさしいバリアフリーのまちづくりを行います。
- ・ 漁業をはじめ、観光、製造業や新たな産業が盛んなまちづくりを行います。
- ・ 防潮堤を T.P.+14.7m で整備することを前提とする。

●土地利用方針

移転対象	一部の移転困難な地区は残し、シミュレーションの浸水地域は高台に移転する。(危険な区域は近くの高台等に移転する)。将来的には、今回浸水しない周辺も含め安全な高台等に全戸移転することを基本としたまちづくりを進める。それが可能になるような復興特区などの制度について要望する。高台で田老の中心となる広場に面した商業エリアを設け、移転先で商業継続ができるようにする。学校、銀行、屯所、有床の診療所、皆が集まる場所等を設ける。
移転先	高台は、乙部・新田、古田等で検討し、一ヶ所にまとめる。

土地利用	野原、乙部、青砂里地区	非可住地。 水産業・漁業等の施設。水産加工団地。
	野中地区	非可住地(公園・池とし、津波のエネルギーを弱める)。 集団農場、製造業、養殖や新産業用地。 ソーラーパネルの設置など、民間の力を活用。雇用を発生させる産業用地。
	漁港地区(堤外地)	早期の漁業復興に向けて、漁業、水産業のための土地利用。子ども達が海と親しめる場所。
	大平地区(駅前)	嵩上げする。非可住地とする。移転対象とする。
	集約して嵩上げる部分	館が森に浸水しない高さに嵩上げた住宅地をつくって地区に残りたい人のための居住の場とする。その場合、公営住宅は建設せず、民間の住宅とする。また、嵩上げ対象地の高台移転意向者にも対応できるようにする。
	二線堤の内側の土地利用	地域イベント広場、公園のある商業地。 商業地(商業施設の上層階から避難路と接続)。 国道45号の位置を変更し、総合運動公園、雇用を生み出す場とする。
	災害公営住宅について	新田平などの早期に着手できる場所に整備する。
兄形地区	I.C.の整備とそれに伴う県道の嵩上げ等の状況に応じたまちづくりを行う。	

●土地利用方針図



[出典：岩手県宮古市 HP 田老地区復興まちづくり計画]
https://www.city.miyako.iwate.jp/toshi/tikuhukko_sakutei.html

②道路、防災等の施設配置の方針

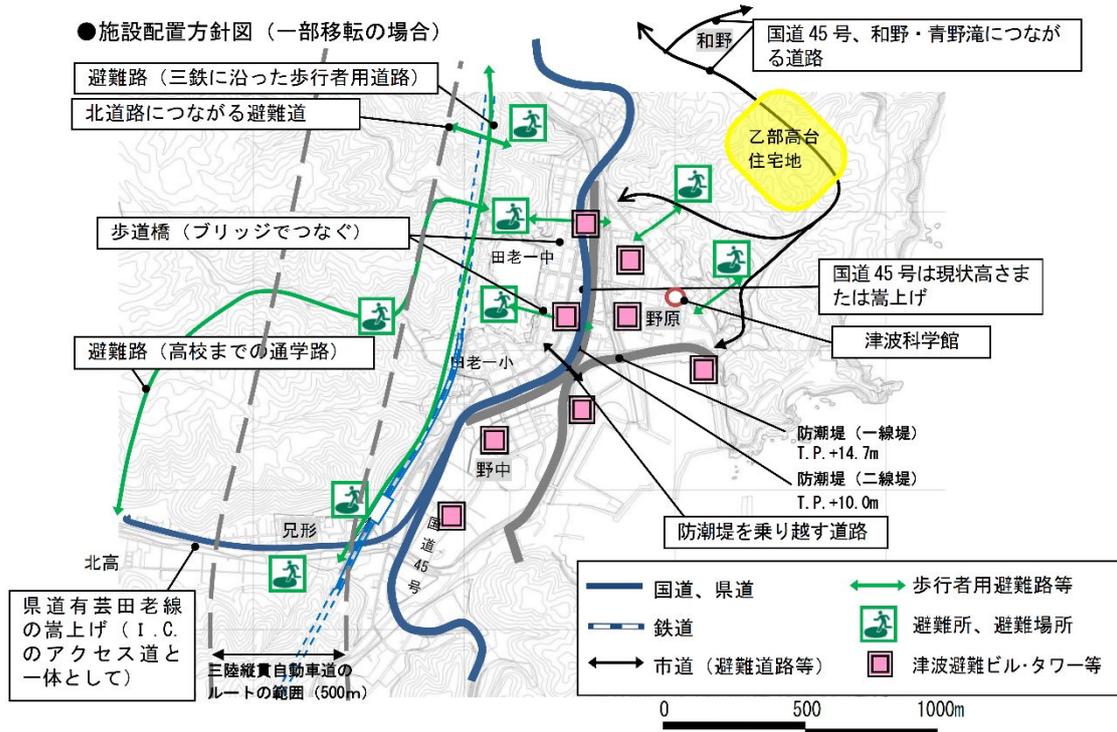
施設配置は、以下のとおりとします。

- ・安全な高さで連絡できる避難道路を整備します。
- ・避難場所、津波避難ビル、避難タワーなど避難場所の充実を図ります。
- ・地区中心部と港を連結する防潮堤を乗り越す港連絡道路を整備します。

●道路、防災等の施設配置方針

防潮堤	防潮堤のひ門は可能な限り減らし、防潮堤を乗り越えるスロープを整備。最善の機能を目指す（防潮堤の線形など）。一・二線堤の間に離す。第二線堤については、田老防浪堤として先人の偉業をたたえ、津波教育の場として保存する。第一線堤の青砂里の三王入口ひ門は遺産として保存する。
避難場所、避難タワー、ブリッジの整備	予想浸水深が深い区域内には津波避難タワーやブリッジなどを整備し、地区周辺の高台に避難場所を適切に配置するとともに安全性を高め機能を充実。
避難路・避難道	安全な高さで連絡できる避難道路を整備するものとし、地区中心部と北高校を結ぶ歩行者道路の整備。三鉄に沿った歩行者用道路、三陸縦貫道路につながる歩行者用避難道の整備。
公園の整備	候補地として、 ・二線堤と国道45号の間。 ・中学校を移転し、跡地の校庭をイベント広場。 ・兄形団地に公園整備。
道路	国道45号については位置を変更し、まちづくりとともに嵩上げするか、現状の高さのままとするか、地区の状況に応じて検討するとともに、冠水対策をあわせて検討する。 県道有芸田老線の嵩上げ（I.C.のアクセス道と一体として） 乙部・青砂里地区の高台住宅地を經由し和野・青野滝にアクセスする道路整備。 地区中心部と港を連結する防潮堤を乗り越す道路を整備。
排水施設	地区中心部の排水対策。 長内川の沈殿池の安全性について確認が必要。
鉄道駅	田老駅は現位置。
小・中学校	小・中学校は、将来にわたって安全な場所への移転を協議していく。

●施設配置方針図（一部移転の場合）

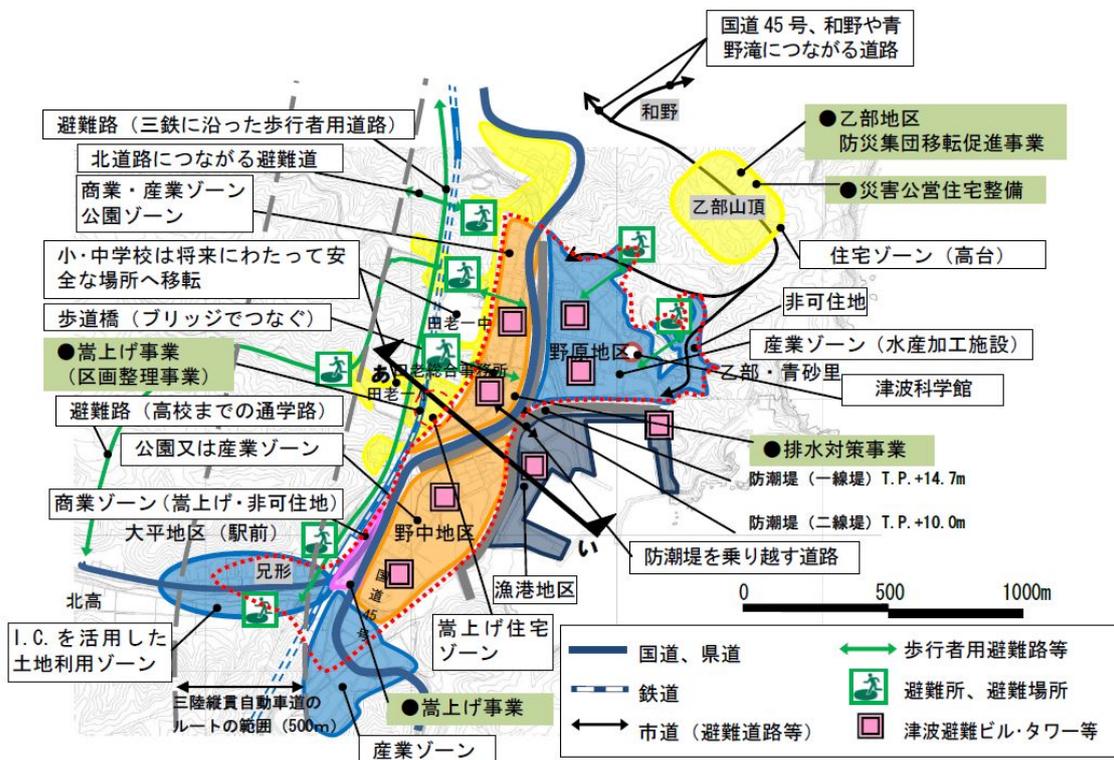


[出典：岩手県宮古市 HP 田老地区復興まちづくり計画]

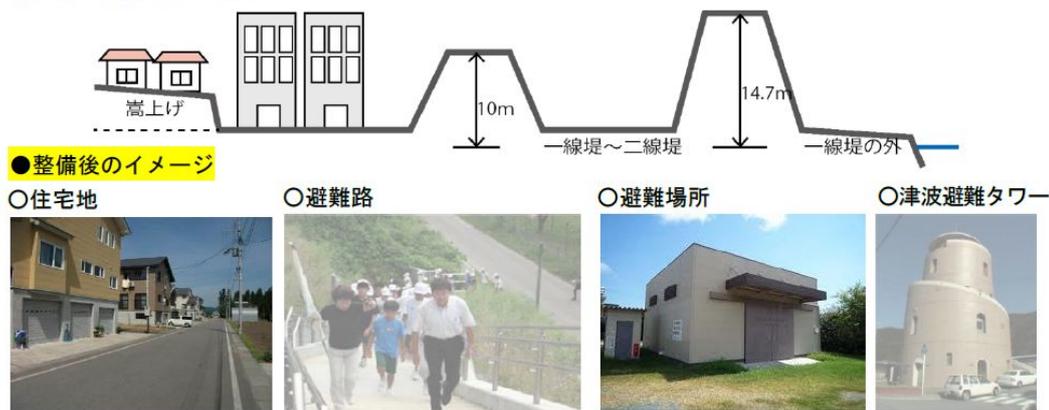
https://www.city.miyako.iwate.jp/toshi/tikuhukko_sakutei.html

3. 田老地区復興まちづくり計画図

- ・津波シミュレーションによる浸水被害の危険性が高い区域を非可住とし、乙部・新田、古田高台において、非可住とした地区の居住者の集団移転先の団地、災害公営住宅を整備します。
- ・駅前地区を嵩上げし、三陸鉄道田老駅をバリアフリー化します。
- ・避難場所への安全な避難路を確保し、浸水しない区域を結ぶ安全な避難道路を整備します。
- ・平常時からの冠水地区に対する排水対策事業を行う。



あーい 断面イメージ図



[出典：岩手県宮古市 HP 田老地区復興まちづくり計画]
https://www.city.miyako.iwate.jp/toshi/tikuhukko_sakutei.html

4. 導入事業およびスケジュール

導入事業およびスケジュールは以下のように計画しました。

住宅地整備については、団地の規模等が具体化する中で、早期住宅建設ができるよう見直していきます。

		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32以降	
住宅地整備	防災集団移転促進事業	調査・設計・協議	事業着手				住宅建設	(権利者が実施)			
	嵩上げ事業(区画整理事業)	調査・設計・協議	事業着手				住宅建設	(権利者が実施)			
	駅前地区嵩上げ事業(区画整理事業)	調査・設計・協議	事業着手(宅地造成、公共施設整備)								
	災害公営住宅整備事業	調査・設計・協議	事業着手	調査・設計・協議	事業着手						
道路・公園整備	市道道路整備事業	調査・設計・協議	事業着手(道路整備)								
	避難場所整備事業	調査・設計・協議	事業着手(造成、防災施設整備)								
	避難路整備事業	調査・設計・協議	事業着手								
	運動公園事業	調査・設計・協議	事業着手								
海岸等	防潮堤・水門整備事業	事業着手									
	排水対策事業		調査・設計・協議	事業着手							
ソフト事業	産業活性化事業(水産業、観光業等)	調査研究、企画	産業活性化の実践								
	企業誘致事業	調査研究、企画	企業誘致活動								
	避難誘導システム等整備事業(サイン、行政無線、防災教育等)	調査研究、企画	事業着手	システム等運営							

※事業スケジュールについては、現時点の想定であり、今後の地権者や関係機関との協議によって変更することがあります。

なお、仮設住宅の確保やメンテナンスに配慮するものとします。

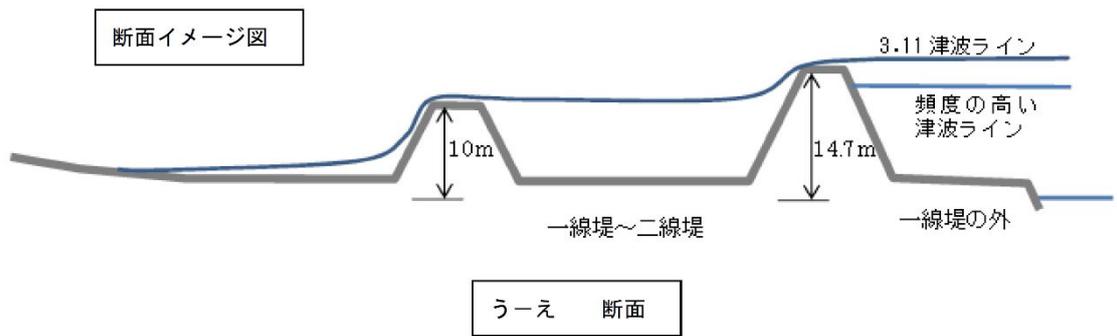
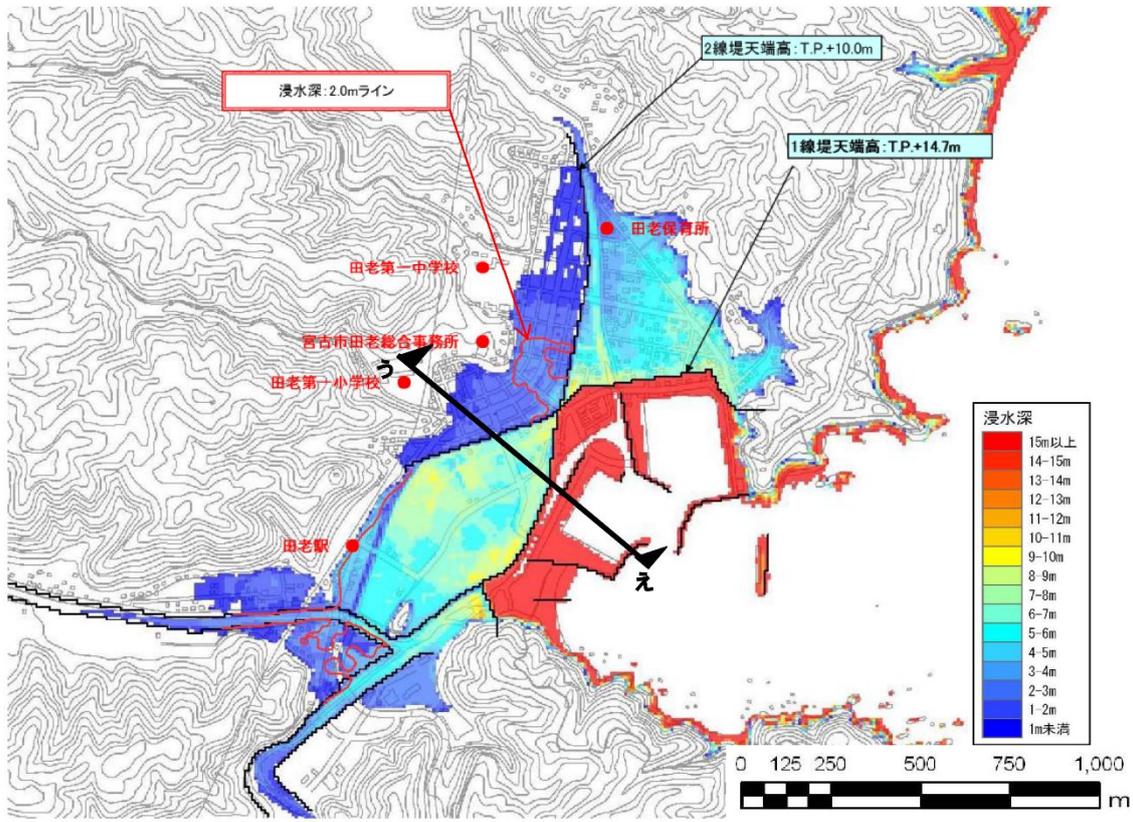
- ◎この田老地区復興まちづくり計画は限られた時間の中で、熱心な議論によりおおその方向づけをまとめたものです。
- ◎この案をたたき台として、今後も、これまでの田老地区における課題解決もあわせたソフト事業も含めて、地域の皆さんでまちづくりを進めていきます。
- ◎このまちづくり計画の事業実施にあたっては新たな組織「まちづくりの会(仮称)」を設立し、十分協議の上、行うこととします。

[出典：岩手県宮古市 HP 田老地区復興まちづくり計画]

https://www.city.miyako.iwate.jp/toshi/tikuhukko_sakutei.html

参考資料：復興まちづくりを検討する前提となる津波シミュレーション

- 津波シミュレーションの条件
 - ・県が決定した防潮堤 (T.P. +14.7m) が整備されている
 - ・東日本大震災が発生した当時の潮位 (T.P. -0.46m)、および津波高
 - ・東日本大震災による地盤が沈下した状態での地盤高 (更なる地盤沈下は考慮しない)



[出典：岩手県宮古市 HP 田老地区復興まちづくり計画]
https://www.city.miyako.iwate.jp/toshi/tikuhukko_sakutei.html

